

西原小学校

PTA会則

【保存版】



※ 令和5年5月19日改訂

※ 改訂がない限り配布致しませんので、大切に保管してください。

西原小学校PTA会則

第1章 名称及び事務所

- 第 1 条 本会は西原小学校PTAと称する。
- 第 2 条 本会の事務所は西原小学校に置く。

第2章 目的及び活動

- 第 3 条 本会は保護者と教職員との連絡を密にし、互いに研さん協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
- (1) 学校と家庭との緊密な連絡による児童の校外指導。
 - (2) 会員の修養に関する活動。
 - (3) 学校教育及び家庭教育に対する理解と協力。
 - (4) 児童と教職員の表彰・慰労。
 - (5) 各社会教育機関との連絡・協力。
 - (6) その他、本会の目的達成に必要と認められる活動。

第3章 会員

- 第 5 条 本会の会員は、西原小学校在学児童の保護者及び西原小学校に勤務する教職員とする。
- 2 加入意思の表明又はPTA会費納付を持って会員資格と認める。
 - 3 資格の有効期間は、その保護者の児童が卒業又は転校するまで継続とする（卒業と入学の入れ替わりも継続とする）。

第4章 本部について

- 第 6 条 本会に通常、PTA会長1名、PTA副会長若干名（うち1名は教頭）、選出委員長1名、選出副委員長1名、書記2名、会計2名を置き、本部とする。
- 2 会長は本会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、必要な場合は会長の任務を代行する。
 - 4 本部業務の増加が見込まれる場合や所定の人員が確保できない場合等は、活動に支障が出ない範囲で本部役員を増員又は減員することができる。その決定は総会又は合同委員会議の過半数の議決を持って成立する。
 - 5 本部活動を助言するために顧問を置くことができる。但し、顧問は意思決定の権限は持たない。任命は会長が行う。
- 第 7 条 本部の任期は1年間とする。いずれも再任は妨げない。但し、最長6年までとする。

- 2 会長・副会長の選出については、細則で定め、会員中より選出する。

第5章 学年役員及びその選出

- 第 8条 本会に学年役員を置く。学年役員は、各学級の会員相互の親睦を図る。
- 2 各学年で選出する学年役員の定数は、次の通りとする。
- (1) 各学年より選出する学年役員の人数は、各学年、35名未満は3名、35名以上45名未満は4名、45名以上は5名とする。但し、第6条4の場合、増員又は減員することができる。
- (2) 特別支援学級は、原則として代表者1名を選出する。
- 第 9条 学年役員の任期は1年間とする。但し、再任は妨げない。

第6章 常置委員会

- 第10条 本会に下記の常置委員会を置き、委員会毎にその活動を行う。
- (1) 教養 (2) 広報 (3) ベルマーク (4) その他
- 2 常置委員会は、原則として全学年役員から本部を除いた中より選出する。但し、人員の不足で活動が困難な場合等においては、本部による応援・代行及び当該委員会を休止することができる。その決定は総会又は合同委員会議の過半数の議決を持って成立する。
- 3 常置委員会は、互選で正副委員長を各1名選出し、委員長が招集する。
- 第11条 常置委員会の活動については細則を参照とする。

第7章 地区連絡協議委員会及び地区委員会

- 第12条 本会に地区委員会を置き、地区役員の連絡・調整を図る。
- 2 各地区委員会は、各地区の会員を持って構成し、互選で正副ブロック長を選出する。
- 3 地区の会員数が著しく増減した場合、ブロック長が地区連絡協議委員会委員長と相談し、活動に支障が出ない範囲で各ブロックの役職人数を増員又は減員することができる。
- 第13条 本会に地区連絡協議委員会を置く。
- 2 地区連絡協議委員会は各地区正副ブロック長及び委員を持って構成し、互選により、正副委員長各1名、書記2名、会計2名、交通安全母の会担当者2名を選出する。第12条3の場合においては、地区連絡協議委員会の委員長、交通安全母の会の役職人数は変更せず、活動に支障が出ない範囲で調整することができる。
- 3 地区連絡協議委員会は、委員長が招集する。
- 第14条 地区連絡協議委員会の活動は細則を参照とする。

第8章 合同委員会議

- 第15条 合同委員会議は、本部、常置委員会委員長、地区連絡協議委員会正副委員長・各ブロック長が出席する。

- 第16条 合同委員会議は、PTA会長が招集する。
2 合同委員会議の書記・会計は、本部が担当する。

第9章 会議

- 第17条 本会の会議は総会、合同委員会議、常置委員会議、地区連絡協議委員会議とする。
2 総会・合同委員会議は、PTA会長がこれを招集する。
3 地区連絡協議委員会議・常置委員会議は、各委員長が招集する。
- 第18条 総会は最高の議決機関であり、全会員を持って構成する。
2 毎年1回は定期総会を開き、必要に応じて臨時に総会を開くことができる。
3 総会は、対面総会では全会員の2/3（委任状を含む）以上で成立する。
書面総会では全会員への総会関連資料の掲示又は配布を持って成立する。
4 議長は会員中より選出する（対面総会の場合）。
5 事業決算報告、会則の変更、役員の承認、事業計画予算、その他の重要事項を審議・決定する。
6 議決は出席者の過半数を持って決し、可否同数の場合は、対面総会では議長がこれを決定する。書面総会では再度全会員に可否を問うこととする。
- 第19条 合同委員会議は総会に準ずる議決機関とし、必要に応じてこれを開き、次の事項を審議処理する。
(1) 総会よりの委任及び決定事項の審議処理。
(2) 活動計画及び予算・決算の審議処理。
(3) 会員から出た事項の審議処理。
(4) 特別委員会設置の審議と委員の委嘱。
(5) その他緊急事項の審議処理。
- 第20条 校長は、学校管理並びに教育上全ての会議に出席し、意見を述べることができる。
- 第21条 正副会長は、全ての会議に出席し、意見を述べることができる。

第10章 特別委員会

- 第22条 本会は、必要に応じて特別委員会を置くことができる。
2 特別委員会の活動費は、前年度の予算案で審議・決定した予算枠より算出する。

第11章 細則・規程

- 第23条 この会の運営に関し、必要な細則・規程は合同委員会議において定める。
2 細則・規程を制定・改正した場合は、次期総会にこれを報告する。

第12章 会費及び会計

- 第24条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入を持ってあてる。
- 第25条 本会の会費は、一会員（保護者会員・教職員会員）につき年3000円（250円×12ヶ月）とし、そのうちの一部を安全互助会費にあてる。
- 第26条 会費の徴収は次の通りとする。

- (1) 会費は、年1回徴収する。
- (2) 転出見込み会員については、転出する月までの会費を徴収する。端数日数は1ヶ月と見なす。転入会員については、転入した月からの会費を徴収する。端数日数は1ヶ月とみなす。
- (3) 納入した会費は如何なる理由を問わず返金しない。
- (4) 会費の徴収は、地区委員が担当する。

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13章 会計監査

第28条 本会の会計を監査するため会計監査を置く。

第29条 会計監査は、前年度の本部会計と地区連絡協議委員会会計及び担当教職員の3名とする。第13条2の場合においては、活動に支障が出ない範囲で調整することができる。

第30条 会計監査はこの年度の会計を監査し、その結果を総会で報告する。又、必要に応じて会計監査をすることができる。

第14章 個人情報の取扱いについて

第31条 取得した個人情報は、PTA活動においてのみ利用するとともに、適正に管理し運用するものとする。

第15章 その他

第32条 本会に次の帳簿を備える。

- (1) 会則綴り (2) 会計簿 (3) 領収書綴り
- (4) 各委員会名簿 (5) その他

附則 本会会則は昭和50年6月28日より施行する。

昭和51年5月15日一部改訂 昭和52年5月14日一部改訂 昭和54年5月12日一部改訂
 昭和58年4月30日一部改訂 昭和61年5月10日一部改訂 昭和62年5月9日一部改訂
 平成7年5月6日一部改訂 平成8年5月18日一部改訂 平成10年5月16日一部改訂
 平成11年5月13日一部改訂 平成14年5月15日一部改訂 平成16年4月14日一部改訂
 平成17年5月2日一部改訂 平成20年4月28日一部改訂 平成21年2月20日一部改訂
 平成22年5月6日一部改訂 平成23年5月6日一部改訂 平成24年5月2日一部改訂
 平成28年5月9日一部改訂 平成29年5月1日一部改訂 令和3年4月30日一部改訂
 令和4年5月13日一部改訂 令和5年5月19日一部改訂

細

則

第 1 条 本細則は会則第 2 3 条に基づいてこれを定める。

第 2 条 学年役員は、次の活動を行うことができる。

- (1) 学校行事等への協力（運動会・入学式・卒業式などの来賓接待など、その他学校側・合同委員会の要請により協力）
- (2) 講演・講習会への参加
- (3) 本部は、P T A活動が円滑に行われるように活動する。
- (4) 常置委員会の運営
 - ①家庭教育学級の企画及び出席（学校給食試食会主催を含む）
 - ②教育設備助成「通称ベルマーク」収集
 - ③広報紙の編集・発行
- (5) 本部に選出委員会を置き、次期 P T A 会長、副会長等の役員選出を担当する。
- (6) 選出委員会の活動を十分に実施した上で次期 P T A 会長、副会長が決定しない場合に限り、学年役員を増員し、学年役員の中から会長、副会長を選出することができる。その決定は総会又は合同委員会議の過半数を持って成立する。又、各役職の業務分担については十分に配慮する。

第 3 条 地区連絡協議委員会は、各地区委員の協力のもとに、次の活動を行うことができる。

- (1) 地区連絡協議委員会の開催
- (2) 各月 1 0 日登校指導（8 月を除く）
- (3) P T A 会費（安全互助会費を含む）の集金
- (4) 通学班編成及び通学班名簿の作成
- (5) 交通安全母の会出席
- (6) 定期総会の準備、資料の作成
- (7) 学校行事等への協力（運動会新入児競技担当等）
- (8) その他
 - ①学校給食試食会出席
 - ②講演・講習会への参加
 - ③家庭教育学級出席

第 4 条 役員の免除規定について次の表の通りとする。但し、いずれにおいても再任は妨げない。

免除される役職 経験した役職	学年役員			地区連絡協議委員会			
	本部	常置委員会		正副委員長	ブロック長		委員
		委員長	委員		正	副	
会長・副会長2年以上 本部2年以上+会長あるいは副会長1年以上	○	○	○	○	○	○	○
会長・副会長1年	○	○	○	○	○	○	×
本部2年以上	○	○	○	○	○	×	×
本部1年	○	○	×	○	×	×	×
常置委員長（教養・広報・ベルマーク） 地区連絡協議会委員長	○	○	×	○	×	×	×
常置委員会委員 地区連絡協議会委員	×	×	×	×	×	×	×
○ 免除あり × 免除なし							

第 5 条 本会の運営組織図は別紙の通りである。

附則 本細則は昭和50年6月28日より有効とする。

昭和51年3月22日一部改訂	平成 6年5月 7日一部改訂
平成 7年5月 6日一部改訂	平成 8年5月18日一部改訂
平成11年5月13日一部改訂	平成15年4月 1日一部改訂
平成16年4月14日一部改訂	平成17年5月 2日一部改訂
平成18年5月 2日一部改訂	平成21年2月20日一部改訂
平成23年5月 6日一部改訂	平成25年3月 4日一部改訂
平成28年5月 9日一部改訂	令和 4年5月13日一部改定

慶 弔 費 規 程

第1条 本規程は会則第11章23条に基づいてこれを定める。

第2条 会員に慶弔事のあった場合には、この規程の定めるところに従いその意を表すものとする。

第3条 慶事

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 児童が入学・卒業するとき | 名札・胸花・ホルダー |
| (2) 教職員が結婚したとき | 3000円 |
| (3) 教職員（配偶者）が出産したとき | 3000円 |

2 弔事

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 児童が死亡したとき | 5000円 |
| (2) 会員が死亡したとき | 5000円 |

3 見舞い

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| (1) 児童・教職員が疾病・傷害により、2週間以上の入院をしたとき | 3000円 |
| (2) 児童・教職員が疾病・傷害により、4週間以上の自宅加療したとき | 3000円 |
| (3) 会員の家庭が災害をうけたときは、被災状況により合同委員会議で決める | |

4 その他

- | | |
|---------------------------------------|--|
| (1) 教職員が転退したときは1年1000円とし、在籍年数により精算する。 | |
| (2) その他特別な事項については合同委員会議が認めたとき | |

第4条 PTA会長は前条各号の該当事項が生じたときは、最も適切な時期を選んで該当者に対してその意を示すものとする。

第5条 慶弔費等については一切の返礼をうけないものとする

附則 この規程は昭和50年6月28日から有効とする

平成18年 5月 2日一部改訂

平成28年 5月 9日一部改訂

旅 費 規 程

第1条 本規程は会則第11章23条に基づいてこれを定める

第2条 本会として必要な出張についてはこの規程の定めるところに従って旅費を支給する。

第3条 旅費算出の基準は次の通りとする。

(1) 交通費は実費（該当交通機関の最低等級料金）を支給する。

(2) 公共交通機関の運行していない地域は本校と目的地までの距離を1km 50円で算出する。

附則 この規程は昭和50年6月28日から有効とする。

平成28年 5月 9日一部改訂